

令和5年度農作物凍霜害防止対策実施方針

宮城県農作物凍霜害防止対策月間実施要領に基づき、令和5年度における農作物の凍霜害防止を図るため、下記により防止対策を実施する。

1 凍霜害防止対策月間

- (1) 令和5年4月1日（土）から令和5年5月19日（金）まで
- (2) 令和6年3月20日（水）から令和6年3月31日（日）まで

2 凍霜害防止対策

- (1) 農作物凍霜害防止技術対策指針の作成

作物別の凍霜害防止技術対策指針（以下「対策指針等」という。）について、関係課室と協議の上、作成するものとする。

- (2) 実施内容

イ 園芸推進課は、市町村及び関係機関に対して凍霜害防止の意識啓発を図る。

ロ 各地方振興事務所、地域事務所の農業振興部及び各農業改良普及センターは、関係機関等と連携し、農業者、関係機関等に対して対策指針等の周知徹底を図るものとする。